

(様式第1号)

諏訪市補助金等交付規則第4条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市地域介護・福祉空間整備事業補助金
補助事業等の目標	地域における公的介護施設等の計画的な整備等を促進する。
補助事業等の対象者	諏訪市の市町村整備計画に記載された公的介護施設等を整備する者。
補助対象経費	地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）による地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、地域介護・福祉空間整備推進交付金及び先進的事業支援特例交付金の対象となる事業であって、同通知に規定する対象経費とする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	厚生労働省が定める交付方法に従い、本市に交付された交付金の額の範囲内とする。 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成20年4月1日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が3年を超える場合の理由】 公的介護施設等の整備促進のため、継続して補助することが必要。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金の交付を受けようとする者は、前年の9月までに市長と面的整備計画（市町村計画）の事前協議を行うこととする。
提出書類	(1)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付について（平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知）の規定による関係書類の写し。 (2)その他市長が必要と認める書類。 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 福祉介護課 介護保険係

平成26年5月12日 一部改正

令和8年3月23日 一部改正（令和8年4月1日 施行）